

平成 18 年 3 月 16 日  
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 21 号

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当  
面の取扱い（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対し交付金を支払うこととされたことから、当該交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理について検討してまいりました。

今般、平成 18 年 3 月 9 日の第 100 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 5 月 1 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：kofukin@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### **■ 目的**

本公開草案は、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対し支払うこととなる交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理を明らかにするものである。

なお、当該交付金に関する会計処理の検討にあたり、まず、厚生年金基金制度に対する「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を見直すべきではないかという意見もあった（本公開草案「(参考) 検討にあたって」参照）が、このような意見については、なお検討を要すると考えられることから、本公開草案では、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して、当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととした。

### **■ 交付金の会計処理**

厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取ることとなった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除する（Q2 参照）。

### **■ 交付金の開示**

受け取ることとなった交付金の額は、その他の退職給付費用に関する事項（退職給付会計基準 六 2(2)⑥、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の 13 第 1 項第 3 号）として、注記する（Q3 参照）。

### **■ 適用時期**

公表日以後適用する。

## (参考)

本公開草案の公表に反対する委員 1 名から、次の意見が出されている。

平成 16 年法改正の趣旨及び経済的実態からすれば、会計上も、厚生年金基金制度における代行部分の債務を最低責任準備金とする取扱いに変更するべきであり、本公開草案のように、従前同様、厚生年金基金の代行部分と加算部分（上乘せ部分）を全体として 1 つの退職給付制度とみなして退職給付会計基準を適用し、かつ、政府から交付金が交付される都度、退職給付費用から控除する会計処理では、事実を写しとれていない。

本公開草案の「(参考) 検討にあたって」の中でもいくつかの考え方が並列的に述べられているように、代行部分の債務を最低責任準備金とする考え方に一定の合理性を認めるならば、少なくとも選択的処理として、これを認めるべきである。

また、代行部分の債務を最低責任準備金とすることに反対する意見の中では、将来における交付金受取りの権利を偶発資産のように捉えているが、「退職給付引当金」を構成する退職給付債務(PBO)の算定にはそもそも多くの見積りを含んでおり、交付金の受取りについてのみ偶発資産として扱うことは適当でない。

これに対して、本公開草案の公表に賛成する委員は、次のように考えている。

本件に関して何を経済的実態と考えるかは、それぞれの見地によって異なっており、これまでの審議では、代行部分の債務の取扱いを変更することに合意を得るには至らなかった。一方、実務上の要請からは、早期に交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理を明らかにする必要がある。

本公開草案は、これらの状況を踏まえ、現行の退職給付会計基準に則して当面の取扱いを示すとともに、それぞれの意見についても配慮したものとなっている。

以 上